

横須賀市子どもの権利を守る条例の制定に関する説明資料

1. 条例について

(1) 条例制定の必要性

子どもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性が尊重されることは当然のことです。国連においても、児童の権利に関する条約が採択され、我が国においても批准されています。しかしながら、現実には、様々な差別が存在し、子どもは、体も心も未熟であるとして、本来、人間として有する自由な生き方、意思の表現が抑えられてしまう場合があります。さらに、我が国では昨今、子どもへの虐待が深刻な社会問題となっています。これらの諸問題は、一人の人間として子どもにも当然にある人権の認識が、子どもも、子どもを取り巻く大人にもあいまいであることが一因としてあります。

子どもが、保護者の愛情のもとに生まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。それを見守り、支えるために、子どもの権利を明記し、子どもに関わる大人や組織が果たす役割を定め、全ての市民がそれを実践するための指針となるものがが必要です。

全ての子どもは、その子どもにとって最も望ましい生き方が尊重されなくてはなりません。本条例の制定により、未来を担う子どもたちの健やかな成長が、全ての市民に幸せをもたらし、海や緑など自然に恵まれた本市が、さらにより良いまちとなるようにしていきたいと考えています。

(2) 条例策定過程の特徴

子どもの権利検討協議会において、横須賀市児童相談所法律相談担当（当時）弁護士、先進市である川崎市こども未来局担当課長、政府に子ども基本法制定を提言した日本財団、児童養護施設春光学園園長から参考意見を聴取し、児童相談所一時保護所、児童養護施設の現地視察などを行いました。また、議会としては初めての試みである「市民意見を聞く懇談会」を実施して、市民の方から直接ご意見を伺い、本条例はそれらを踏まえて条文検討を行いました。

(3) 条例の効果

本条例では、子どもの権利について明らかにし、子どもを取り巻く保護者、市、学校等、地域、事業者の責務を定めています。これにより、あいまいであった子どもの権利及びそれぞれの責務を明確にし、市が周知し、全ての市民が実践しなければならないことが明確となります。また、本条例では子どもに関する施策の基本となる事項等を定めていますが、特に重要と認識した「虐待及び体罰の防止」「いじめの防止」「子どもの参加」「障害のある子どもへの支援」「多様性の尊重」につい

ては、特に独立した条項を定めています。その中でも「虐待及び体罰の防止」に関しては、9項目に及ぶ条文を整備し、独自の児童相談所をもつ横須賀市として、「虐待・体罰」を許さないという強い意思を示し、その防止について規定しています。また、市に対して更なる必要な体制整備を促します。

本条例制定により、市民一人ひとりが、子どもの権利を理解し、全ての子どもは、その子どもにとって最も望ましい生き方が尊重される社会の形成を目指します。

2. 議員提案による条例制定の意義

長(執行機関)が条例制定を検討する際に、その内容が複数の部局にまたがる場合、部局間での検討が進まないことも想定されますが、議員提案の政策条例の立案は、その調整を議員が担うといった点で効果的であると考えられます。

横須賀市議会では、これまでも議員発議による政策条例の制定実績は複数ありますが、あくまでも議員有志が検討を重ねて提出されたものでした。政策検討会議を中心に政策課題の選定から条例案の策定までを議会全体で取り組んで制定された条例としては、平成30年に制定された「横須賀市がん克服条例」、令和2年に制定された「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例」、令和3年に制定された「横須賀市犯罪被害者等基本条例」に続き、4例目となります。

3. 検討組織

(1) 政策検討会議

議員の任期(4年間)で検討すべき課題を決定し、実行計画を策定します。

(2) 課題別検討会議

政策検討会議で決定された課題について、具体的な協議を行い、政策条例案の策定や市長等への政策提言を行います。

(3) 透明性の確保

いずれの会議も公開としているため、議会における政策形成過程の透明性が確保されていると認識しています。

4. 検討経過

令和元年8月29日	政策検討会議での検討 各委員(会派)から提出された9件の課題について、協議を2回開催
令和2年3月4日	検討課題を「子どもの権利」と決定
令和2年11月18日	子どもの権利検討協議会の設置を決定
令和2年12月11日	条例案策定に係る協議を開始 関係部局、専門家からの意見聴取など、述べ22回開催

令和3年11月7日 子どもの権利を守る条例（案）に関する懇談会の実施
参加者 34人

令和3年12月27日 条例素案に対するパブリックコメント開始
市民等からの意見 44人、129件

令和4年3月24日 議員提出議案の提出
条例議案の可決（予定）